

水戸市立千波小学校 部活動活動方針<改訂版>

令和2年4月1日

<策定の趣旨>

国が策定したガイドライン・茨城県教育委員会が示した活動方針・水戸市運動部活動の活動方針を踏まえ、本校の実態に即した活動方針を定める。文科系部活動についても2019年2月に指針が示されたことにより、以下に準ずる。

<活動方針>

学校教育の一環として行われる部活動は、児童の自主的・自発的な参加によって行われる活動である。部活動で育成する力を教職員が共通理解し、豊かな学校生活の中で組織的・計画的に行われる教育活動である。
育成する力とは、学校生活の充実・好ましい人間関係の構築・豊かな人間性・自己肯定感、責任感、連帯感の涵養・規範意識の高揚・学習意欲の向上等であり、競技会やコンクールにおける上位入賞や勝利至上主義ではない。

1 活動時間・休養日

- (1)活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
原則として、朝の活動は行わない。ただし、大会前1か月からは活動を認める。
- (2)休養日は週当たり2日以上とする。
平日は少なくとも1日、週末は土日のいずれか1日とする。
(週末に大会参加等で活動した場合は他の日に振り替える。)

2 完全休養期間

- (1)夏季休業中 8月13日～8月15日
- (2)冬季休業中 12月29日～1月3日
※学校閉庁日も休養日とし、大会等がある場合は、別日を休養日とする。

3 部活動優先日

週に1日、児童及び顧問が一斉に活動を開始できる日を設定する。
※事前に顧問からの申し出を請け、運営委員会で検討し、週案に設定する。

4 参加大会の見直し

児童や顧問の負担が過度にならないよう、1か月あたり1大会を目安とする。

5 活動計画について

年間活動計画を作成し、教職員・児童・保護者が共通理解できるようにする。
月別活動計画を作成し、事前に各家庭・児童・教職員に配付して共通理解を図る。
※活動計画については、学校のホームページ上にも掲載する。

6 活動費用について

受益者負担を原則とする。
公費に係るものについてはその都度精査するが、教育委員会が主催・主管または後援する大会であるか、児童にとって教育的価値が大きいと認められるものとする。

7 顧問(指導者)について

児童の活動時間には、必ず顧問が指導・看護に当たり、児童の健康管理や効率的な活動の指示等を行うものとする。顧問が不在の場合には、活動は行わない。

8 熱中症対応について

気象庁の高温注意情報等の情報に留意し、気温35℃以上・暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は屋外の活動を原則として中止する。練習だけでなく、大会や練習試合も柔軟な対応を行い、児童の健康管理を徹底すると共に、症状が見られた場合は、病院への搬送を含み早期の対応を徹底する。

9 活動時間及び保護者の送迎について

活動時間については冬季は最大限5時までとし、同方面の児童の複数下校等安全を確保させる。

保護者の送迎については各家庭の判断で行い、学校から送迎を要請することの無いようにする(緊急時を除く)。また保護者が自家用車を使うに当たっては、万一の場合を想定して自分の子供だけを乗車させるものとする。

2018.9 制定
2019.2 改訂